

令和7年度 第3回定例教育委員会 会議録

- 1 と き 令和7年6月25日（水）14:15～15:30
- 2 ところ 大垣市役所6階 教育委員会室
- 3 出席委員 細江敦教育長、河合保孝委員、沼口諭委員
- 4 事務局 馬淵事務局長、吉田庶務課長、小倉学校教育課長、
富田教育総合研究所長、林社会教育スポーツ課長、
洞口社会教育スポーツ課長、鈴木文化振興課長、吉安庶務課主幹
稲川庶務課主査
- 5 傍聴者 なし
- 6 議 題
議第21号 大垣市若森会館運営協議会委員の委嘱について
議第22号 大垣市体育諸施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例の
施行期日を定める規則の制定について
議第23号 大垣市立学校施設の開放に関する規則の一部改正について

報告事項

- 1 令和7年第2回大垣市議会定例会の報告について
- 2 大垣市教育総合研究所運営委員会の報告について
- 3 寄附採納について
- 4 学校のいじめに関する重大事態（発生に関する報告）について
- 5 学校のいじめに関する重大事態（発生に関する報告）について
- 6 区域外就学者の報告について

7 その他

報告事項4から6については、15時10分から15時30分に、非公開にて開催した。

開会 14:15

発言者	発言内容
細江 教育長	それでは、ただいまより、令和7年度第3回定例教育委員会を開催します。議事日程に非公開で審議すべき案件が記載されておりますが、このとおり扱うことにご異議ありませんか。 ＜異議なしの声＞ 非公開については、このとおり扱うものといたします。 はじめに、 議第21号「大垣市若森会館運営協議会委員の委嘱について」説明をお願いします。
林 社会教育 スポーツ課長	議第21号「大垣市若森会館運営協議会委員の委嘱について」 ＜別紙資料にて説明＞
細江 教育長	ご意見、ご質問はよろしいか。 それでは、議第21号について、承認してよろしいか。 ＜異議なしの声＞ 議第21号議案は承認されました。 それでは次の議案に入ります。 議第22号「大垣市体育諸施設の設置等に関する条例の一部を改正する 条例の施行期日を定める規則の制定について」 議第23号「大垣市立学校施設の開放に関する規則の一部改正について」 説明をお願いします。
洞口 社会教育 スポーツ課長	議第22号「大垣市体育諸施設の設置等に関する条例の一部を改正する 条例の施行期日を定める規則の制定について」 令和6年度第11回定例教育委員会において、ご承認いただきました、「大垣市体育諸施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、新田屋内運動場を新たに加えることなどを規定したもので、その施行期日を「規則で定める日」としております。 そのため、この規則により施行期日を令和7年7月1日と定めるものでございます。

発言者	発言内容
	議第23号「大垣市立学校施設の開放に関する規則の一部改正について」 5月の定例教育委員会で承認をいただきました、「大垣市立学校施設使用条例」の一部改正に伴い、「学校施設の開放に関する運営協議会」につきまして、要綱を別に定めることとしたため、本規則からは、運営協議会に関する規定を削り、また、小中学校の屋内運動場に空調設備を設置することを踏まえ、空調設備等の使用料に関する規定の整備等、所要の改正を行うものでございます。 施行期日は、公布の日でございます。
河合 委員	議題23号に関して、要綱に定める理由は何かあるのですか。
洞口 社会教育スポーツ課長	運営協議会につきましては、学校施設の使用について意見を聴取する場という位置づけであり、附属機関には該当しないため、要綱で別に定めることとしております。
河合 委員	規則や要綱の細分化は、分かりやすさにつながる一方、多くの規則が存在すると、必要な情報を探すのに時間を要してしまいます。理想としては、規則は可能な限り一本化し、必要な内容を包括的に網羅できる形にすべきだと思います。 なお、この規則の内容が悪いというわけではありません。
細江 教育長	多くの規則により、内容が複雑で分かりにくくならないよう留意する必要はあると考えます。
沼口 委員	議題23号に関して、新しい申請書には、空調設備や照明設備の選択肢がありませんが、どのように運用されるのですか。
洞口 社会教育スポーツ課長	受付時に確認させていただく運用となります。
沼口 委員	後で使用料が不明確になる心配もあるため、申請時に利用設備のチェック欄などを設けていただくと良いと思います。以前は、照明設備のみでしたが、新たに空調設備が追加されるため、後で確認する際に分かりやすくなります。 また、照明設備を利用しなかった場合は、返金対応はされているのですか。
洞口 社会教	原則として返金行っておりません。これは、各地区の体育振興会が

発言者	発言内容
育 体 育 課 長	受付窓口となっており、確実に利用する場合にのみ料金のお支払いを受け付けているためです。
細江 教育長	例えば、備考欄に照明設備や空調設備の利用状況を記載できるようにすることで、申請書と使用料が正確に一致するような運用が可能になると考えられますので、ご意見を参考にさせていただきます。
河合 委員	要望になりますが、教育委員会全体として、キャッシュレス化への取り組みを進めていただきたいと思います。 その理由としては、不正防止や現金の紛失防止が挙げられます。現在は、交通機関をはじめや様々な場所でキャッシュレス化が進んでおりますので、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。
細江 教育長	そのほかのご意見、ご質問はよろしいでしょうか。 それでは、議第22号、23号議案について、承認してよろしいか。 ＜異議なしの声＞ 議第22号、23号議案は承認されました。 次に報告事項に入ります。 報告事項1「令和7年第2回大垣市議会定例会の報告について」 説明をお願いします。
吉田 庶務課 長	報告事項1「令和7年第2回大垣市議会定例会の報告について」 ＜別紙資料にて説明＞
河合 委員	落雷事故防止や不審者対策に関して、学校の教職員自身に対するマニュアルはあるのですか。
細江 教育長	職務として学校にいる間のマニュアルは、子どもの安全確保と同時に教職員自分自身の安全を図ることを基本としています。 教職員の職務を規定する法令等には、近隣で災害が発生した場合や、家族が感染症に罹患した場合における教職員の対応措置について定められています。これらの状況における判断権限は、校長にあり、各場面において適切な判断を行うことになります。 ただし、子どもたちを守ろうとして教職員が命を落とすことや、反対に、教職員が先に逃避してしまうことは、あってはならない事態であり、非常に難しい問題だと認識しております。
馬淵 事務局 長	危機管理マニュアルには、児童生徒の行動指針だけでなく、教職員がどのように対応すべきかも明確に記載されています。

発言者	発言内容
細江 教育長	そのほかのご意見、ご質問はよろしいでしょうか。 それでは、次の報告事項に入ります。 報告事項2「大垣市教育総合研究所運営委員会の報告について」 説明をお願いします。
富田 教育総合研究所長	報告事項2「大垣市教育総合研究所運営委員会の報告について」 「不登校の要因の選択項目について、何を把握するための項目なのかが分かりにため、大垣市独自の項目や指標を設けることで、より実態に即した把握ができるのではないか。」という提案がありました。 また、「ほほえみ教室やとまり木教室については、教室の広さや空間の使い方に工夫の余地がある。」や、「研究所が行っている支援について、まだ知らない教員が多いため、より積極的に情報発信をすべきだ。」という意見がありました。
細江 教育長	ご意見、ご質問はよろしいでしょうか。 それでは、次の報告事項に入ります。 報告事項3「寄附採納について」 説明をお願いします。
吉田 庶務課長	報告事項3「寄附採納について」 ＜別紙資料にて説明＞
細江 教育長	ご意見、ご質問はよろしいでしょうか。 それでは、非公開の報告事項に入ります。 報告事項4「学校のいじめに関する重大事態（発生に関する報告）について」から 報告事項6「区域外就学申請について」まで 説明をお願いします。
小倉 学校教育課長	報告事項4「学校のいじめに関する重大事態（発生に関する報告）について」 報告事項5「学校のいじめに関する重大事態（発生に関する報告）について」 報告事項6「区域外就学者の報告について」 ＜別紙資料にて説明＞

発言者	発言内容
	<非公開> 委員意見 2件
細江 教育長	そのほかのご意見、ご質問はよろしいでしょうか。 以上で報告事項を、終了させていただきます。 全体を通じて何かございましたら、ご発言をお願いいたします。 <意見なし> 特に、ご発言もないようですので、これをもちまして、本日の定例教育委員会を閉会させていただきます。
吉田 庶務課長	<次回開催> と き 令和7年7月23日（水）14:15～ ところ 大垣市役所6階 教育委員会室

閉会 15:30

教 育 長
議事録調製

庶務課主査 稲川 雄一 ㊟